

# 島根県は、島根原子力発電所2号機でのプルサーマル計画について基本了解の回答を行いました。

平成 17 年 9 月 12 日に中国電力(株)から提出のあった島根原子力発電所 2 号機でのプルサーマル計画の事前了解願いについて、県では慎重に検討を行った結果、「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」に基づき、平成 18 年 10 月 23 日に下記のとおり知事から中国電力(株)社長に基本的に了解する旨の回答を行いました。

回答にあわせて、「プルトニウム混合燃料に関する懇談会」からの報告や県議会の報告に付記されている要望を踏まえ、8 項目の要望事項を回答書に盛り込んでいます。

## 中国電力(株)への回答の内容

島根原子力発電所 2 号機のウラン・プルトニウム混合酸化物燃料の使用について (回答)

島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定第 6 条の規定に基づき、平成 17 年 9 月 12 日付け電炉燃第 57 号で事前了解願いのあった「ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料の使用について」は、基本的に了解します。

なお、同事前了解願いに対する最終的な回答は、国の安全審査が終了するまで留保し、その結果を確認した上で行うこととしますので、了知願います。

おって、下記事項について適切に措置されるよう強く要望します。

### 記

1. 原子力の利用については、いかなる場合にも安全性の確保が大前提であり、今回の島根 2 号機におけるプルサーマル計画についても、安全性の確保を最優先として適切に対応すること。
2. プルサーマルに関する県民の理解をさらに深めるため、更なる広報活動を積極的に行うこと。
3. 県民が安心できるよう情報公開の推進を図るとともに、安全性に関する事故・トラブルなどについての情報をわかりやすく提供すること。
4. 発電所内に使用済燃料が長期にわたって貯蔵されることのないよう、適切な措置を講ずること。
5. 原子力発電所の安全運転のための組織、体制、教育・訓練及び品質保証活動のさらなる充実に取り組みとともに、安全文化のなお一層の醸成に努めること。
6. テロ、災害等に備えた危機管理体制の一層の強化を図ること。
7. 耐震安全性に対する信頼の一層の向上を図るため、新耐震設計審査指針に基づき、速やかに島根原子力発電所の耐震安全性評価を行い、必要に応じて対策を講ずること。
8. 太陽光、風力、バイオマスなどの新エネルギーの技術開発及び導入促進に積極的に取り組むこと。

同日、中国電力(株)は国(経済産業大臣)に対し、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第 26 条第 1 項の規定に基づき、原子炉設置変更許可の申請を行いました。